

区分・種別	県指定有形文化財（工芸品）		
名 称	きんぺい 金幣 1 振		
所 在 地	西予市宇和町卯之町		
所 有 者	三島神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和30年11月4日		
解 説	総高147cm、横40cm、銅製鍍金^との仕上げで、上部山形と柄の部分に宝相華文を打ち出している。 現状は、失われた条もあり不完全であるが、柄を中心に両側に幅2.5cm、長さ15cmの2枚合わせの板金を3個から4個を継ぎ合わせて6条を垂らし、その最下部に3cm角に社紋を打ち、鈴1個が取り付けられている。 柄は117cmの長さで角形、木心に銅板で外装してあり、表裏に格納器のふたの銘が陰刻されている。 表下段に次の記述がある。 宇都宮貴綱家傳嫡曾孫宮河金左衛門尉寄綱貴綱三代孫宮川四郎兵衛尉宣興 貴綱三代孫三輪清助清村妻三輪清助清村元禄九 丙子八月吉日修覆焉		

